

介護予防支援等重要事項説明書
 < 平成 30 年 4 月 1 日 現在 >

1 当法人が提供するサービスについての相談窓口、及び連絡先は次のとおりです。
 ご不明な点は、遠慮なくなんでもおたずねください。

電話 03-5724-8066 (午前8時30分～午後5時まで)

担当 坂本勝則

2 目黒区中央包括支援センター(指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業)の概要

(1) 介護予防支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	目黒区中央包括支援センター
所在地	目黒区中央町2-9-13 食販ビル2階
介護保険指定番号	介護予防支援 1301000061
サービスを提供する地域	上目黒4丁目 中目黒5丁目(8番～21番、24番～28番) 目黒4丁目、中町全域、五本木全域、祐天寺全域、中央町全域 碑文谷5丁目～6丁目、鷹番全域

*上記地域以外の方でもご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

職 種	資 格	業 務 内 容	常勤	契約	計
管理者		管理統括	1		1
社会福祉士	社会福祉士	総合相談業務 介護予防マネジメント 包括的・継続的マネジメント	6		6
保健師等	保健師・看護師		2		2
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員		3(1)		3(1)
介護支援専門員	介護支援専門員		3	1	4

()内は兼務

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時

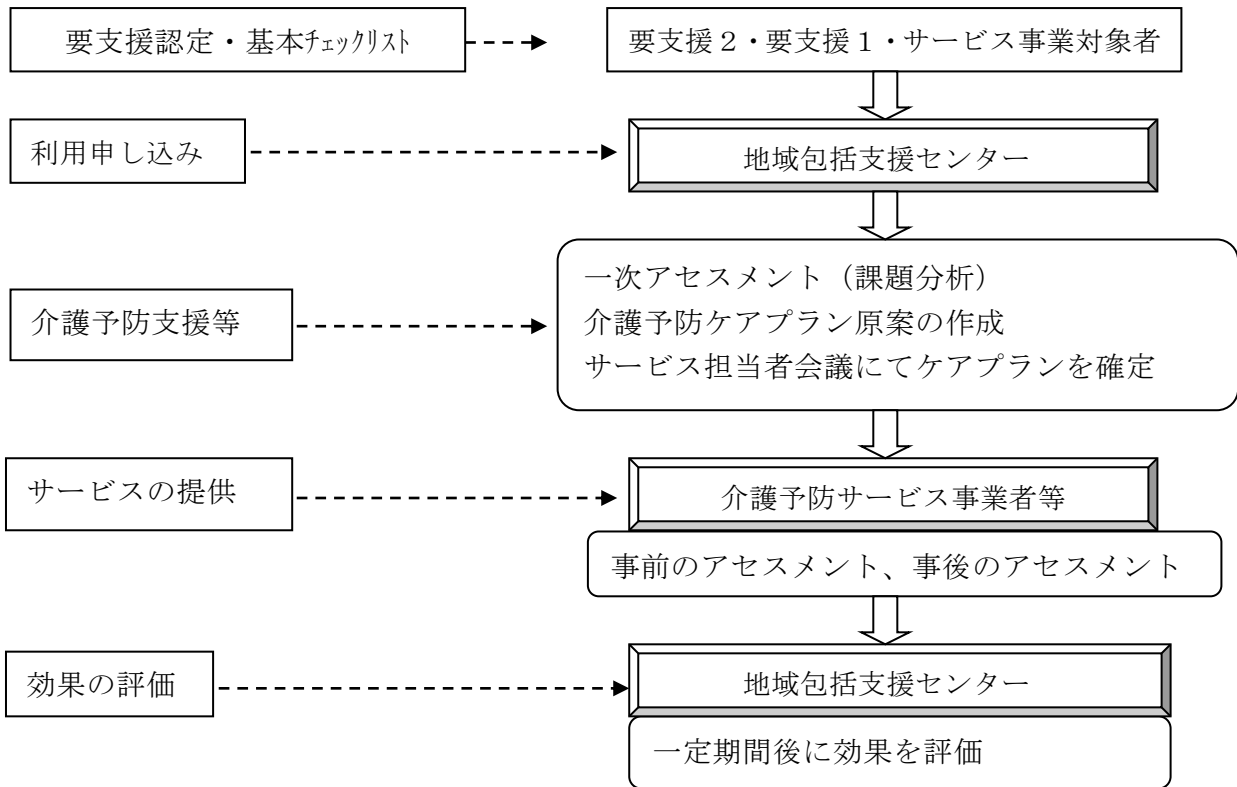
緊急連絡先電話 03-5724-8066

*営業をしない日 ①日曜日 ②国民の祝日に関する法律に定める休日 ③12月29日から翌年の1月3日まで
--

3 サービス計画の作成等の委託について

当事業所は、サービス計画の作成事務、ご利用者宅へ訪問して行う経過観察及びこれらに付随する事務を居宅介護支援事業者に委託いたします。この場合、委託先の事業者名及び担当者の氏名をお知らせいたします。

4 介護予防支援等の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



5 利用料金

(1) 利用料

要支援認定又は事業対象者認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、目黒区の窓口に出しますと、払戻等を受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、担当職員がお伺いするための交通費の実費が必要となります。

(3) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、請求日の翌日から20日以内にお支払いください。お支払い頂きますと、領収書を発行します。

お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を委託先として新たなサービス担当者としてご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護予防支援等を必要としない施設に入所又はサービス利用を開始した場合
- ・利用者の要支援認定区分が、非該当（自立）又は要介護と認定された場合
- ・事業対象者としてサービスを受けていた利用者の場合は、要介護と認定されたとき。
- ・利用者が死亡した場合
- ・利用者がサービス提供地域から転居した場合

④ その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護予防支援等担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背任行為を行いその改善が見込めない場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。この場合でも地域の他の居宅介護支援事業者を委託先として新たなサービス担当者としてご紹介いたします。

7 当法人の介護予防支援等の特徴等

(1) 運営の方法

個人の尊厳を大切に、利用者が住み慣れた地域で安心して快適な生活が営まれるよう、地域で信頼され、喜ばれるサービスの提供を、効率的で柔軟な経営を持って行なうことにより、目黒区における地域福祉の向上に寄与します。

(2) 介護予防支援等の実施概要等

- ① 目黒区包括的支援事業実施要綱及び国から示された地域包括支援センター業務マニュアルに基づき実施します。
- ② ケアプラン原案作成を委託した場合は、介護予防の観点から原案の内容を点検、確認を行ない当事業所が作成するものと変わらないものとします。

8 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情担当

当法人の介護予防支援等に関するご相談・苦情および介護予防サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

- ① 目黒区中央包括支援センター 所長 電話 03-5724-8066
- ② 目黒区社会福祉事業団苦情解決第三者委員

〒153-0051 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎別館7階

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団「苦情解決第三者委員事務局」宛

(2) その他

当事業所以外に、目黒区の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ① 目黒区介護保険課介護保険管理係 電話 03-5722-9574
- ③ 権利擁護センター「めぐろ」 電話 03-5768-3963～4
- ④ 東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177

9 当法人の概要

- (1) 名称・法人種別 社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団
(2) 代表者役職・氏名 理事長 佐々木 一男
(3) 本部所在地 目黒区上目黒 2-19-15
(4) 電話番号 03-5721-9661
(5) 社会福祉事業

ア 第一種社会福祉事業

- ① 特別養護老人ホームの受託経営（目黒区立特別養護老人ホーム中目黒・東が丘・東山）
② 母子生活支援施設の受託経営（目黒区立みどりハイム）

イ 第二種社会福祉事業

- ① 老人デイサービスセンターの受託経営（認知症対応型通所介護事業）
（目黒区立東が丘デイホームしいの木・東山デイホームいちょう）
② 老人短期入所事業の受託経営（特別養護老人ホーム中目黒・東が丘・東山）
③ 小規模多機能型居宅介護事業（東山多機能ホームけやき・東が丘多機能ホームあすなろ）
④ 障害者福祉サービス事業（生活介護）の受託経営
（目黒区立大橋えのき園、目黒区心身障害者センターあいアイ館）
⑤ 障害者福祉サービス事業（短期入所）の受託経営
（目黒区心身障害者センターあいアイ館）
⑥ 障害者福祉サービス事業（就労継続支援）の受託経営
（目黒区立かみよん工房・目黒区立下目黒福祉工房）
⑦ 地域活動支援センターの受託経営（目黒区心身障害者センターあいアイ館）
⑧ 身体障害者福祉センターの受託経営（目黒区心身障害者センターあいアイ館）
⑨ 特定相談支援事業（目黒区心身障害者センターあいアイ館）

ウ 公益を目的とする事業

- ① 地域包括支援センター（目黒区東部・西部・中央包括支援センター）
② 居宅介護支援事業（東が丘ケアプランセンター・東山ケアプランセンター）

平成 年 月 日

介護予防支援等の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 <事業者名> 目黒区中央包括支援センター（指定番号 1301000061）
<所在地> 目黒区中央町 2-9-13 食販ビル 2階
<代表者名> 社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団 理事長 佐々木 一男
事業所 所長 坂本 勝則 印

説明者 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援等についての重要事項の説明を受けました。また介護予防サービス計画を作成するために、利用者及び家族の状況等必要とされる情報をサービスの提供を行う関係機関、事業者などに提示することに同意します。

<利用者> 住所 _____ 氏名 _____ 印

<代理人> 住所 _____ 氏名 _____ 印

介護予防支援等利用契約書

(以下「利用者」といいます。)と目黒区中央包括支援センター(以下「事業者」といいます。)は、事業者が利用者に対して行う指定介護予防支援又は第1号介護予防支援事業(以下「介護予防支援等」)について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者又は目黒区の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメント計画(以下「サービス計画」といいます。)の作成を支援し、指定介護予防サービスおよび介護予防・生活支援サービス提供事業者等(以下「介護予防サービス事業者等」)の提供が確保されるようサービス提供事業者等との連絡調整その他の便宜を図ります。

(契約の開始)

第2条 この契約の開始日は 平成 年 月 日からとします。

(介護予防支援等担当職員)

第3条 事業者は、介護予防支援等の提供にあたる保健師その他の介護予防支援等に関する知識を有する職員(以下「担当職員」といいます。)を利用者へのサービスの担当者として任命し、その氏名を通知します。また、交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

(サービス計画作成)

第4条 事業者は、担当職員に次の各号に定める事項を担当させ、サービス計画の作成を支援します。

- (1) 介護予防支援等の提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族にサービスの提供方法等、理解しやすいように説明します。
- (2) サービス計画の作成に当たっては、適切にサービスが選択できるよう、複数の地域の介護予防サービス事業者等のサービスの内容、利用料等の情報を担当職員へ求めることができ、また、担当職員は利用者及びその家族にお知らせし、サービスの選択を求めます。
- (3) サービス計画の作成に当たり、利用者及び家族の意向等を踏まえ、利用者が自立した日常生活ができるよう支援すべき課題を把握するため、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面談します。
- (4) 利用者の希望及び把握した課題を踏まえ、利用者が目標とする生活(専門的観点からの目標と具体策、)利用者及びその家族の意向をふまえた具体的な目標(その目標を達成するための支援の留意点、)利用者及び介護予防事業者等が目標を達成するための支援内容並びにその期間等を記載したサービス計画の原案を作成します。
- (5) サービス計画の原案にある介護予防サービス事業者等について、サービス計画に位置づけた理由、保険給付の対象となるか否か、また内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を得ます。この場合、サービス計画の写しを利用者に交付します。

(実施状況の把握・計画の変更等)

第5条 事業者は、介護予防サービス計画作成後、次の各号に定める事項を担当職員に担当させます。

(1) サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

なお、利用者がサービスの変更を希望した場合、又は事業者がサービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもってサービス計画を変更します。

(2) 前号の実施状況の把握に当たっては、利用者及びその家族、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行います。特段の事情がない限り、サービスの提供が開始される月(サービス計画が変更された場合を含みます。以下同じ。)及びサービスの提供が開始される月の翌月から起算して3月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接します。

(3) サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、サービス計画の達成状況について評価します。

(給付管理)

第6条 事業者は、サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第7条 事業者は、利用者が要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請並びに介護認定申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、前項の申請を利用者に代わって行います。

(サービスの提供の記録)

第8条 事業者は、介護予防支援業務等の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧し、又は実費負担により複写物の交付を受けることができます。ただし、第1号介護予防支援サービスの実施記録の閲覧は、目黒区への手続が必要となります。

3 事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合、その他利用者からの申し出があった場合には、利用者に対し、直近のサービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

(料金)

第9条 事業者が提供する介護予防支援等に対する料金規定は【契約書別紙】のとおりです。

(契約の終了)

第10条 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2 事業者は、次の事由に該当した場合は、この契約を解除することができます。

- ① やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1か月間の予告期間において理由を示した文書で通知したとき。
 - ② 利用者又はその家族が事業者又は担当職員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行いその状況の改善が見込めないとき。
- 3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- (1) 利用者が介護予防支援等を必要としない施設に入所又はサービス利用を開始した場合
 - (2) 利用者の要支援認定区分が、非該当（自立）又は要介護と認定された場合
 - (3) 事業対象者としてサービスを受けていた利用者の場合は、要介護と認定されたとき。
 - (4) 利用者が死亡した場合
 - (5) 利用者がサービス提供地域から転居した場合

（秘密の保持）

第11条 担当職員その他事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由がなく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後および退職後も同様です。

- 2 事業者は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

（事故発生時の対応と賠償責任）

第12条 事業者は、利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかに目黒区、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

（身分証携行義務）

第13条 介護予防支援等担当職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

（相談・苦情対応）

第14条 事業者は、利用者又は目黒区からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した指定介護予防支援又は自らがサービス計画に位置づけた指定介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

（善管注意義務）

第15条 事業者は、利用者から委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

（居宅介護支援事業者への委託）

第16条 事業者は第3条、第4条、第5条、第7条、に定める事務の実施を、居宅介護支援事業所に委託することができることとします。

なお、第11条に規定する個人情報の取扱いについては、委託先の居宅介護支援事業所

は、事業者と同様の義務を負うものとします。

- 2 前項により委託する場合は、その居宅介護支援事業所の事業者名、所在地及び担当者の氏名等をお知らせします。

(本契約に定めのない事項)

第 17 条 利用者事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、また介護保険法令その他諸法令の定めのないときは、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第 18 条 利用者事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

契約者

事業者

<事業者名> 目黒区中央包括支援センター (指定番号 1301000061)
<住所> 目黒区中央町 2-9-13 食販ビル 2 階
<代表者名> 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団 理事長 佐々木 一男

事業所 所長 坂本 勝則 印

利用者

<住所> _____

<氏名> _____ 印

代理人

<住所> _____

<氏名> _____ 印

契約書別紙

1 介護予防支援等担当

氏名

連絡先 03-5724-8066

2 料金

(1) 介護予防支援等利用料は以下のとおりです。

項目	単位数	金額
ケアマネジメントA・介護予防支援費	430単位	4,902円
ケアマネジメントB		
ケアマネジメントC	430単位	4,902円
第1号介護予防支援事業・介護予防支援事業初回加算	300単位	3,420円
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位	3,420円

なお、法定代理受領により当地域包括支援センターに介護予防支援費として介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。また、委託料として目黒区から支払われる場合においても同様となります。

(2) 介護保険適用の場合でも、利用者の保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は、金額の全額をお支払いいただき、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書と領収書を後日目黒区の窓口へ提出しますと、払い戻しを受けることができます。

3 相談、要望、苦情等の窓口

介護予防支援に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

☆ サービス相談窓口 ☆

電話番号 03-5724-8066

(受付時間 月～土曜日 午前8時30分～午後5時)

事業者

<事業者名> 目黒区中央包括支援センター (指定番号 1301000061)

<住所> 目黒区中央町2-9-13 食販ビル 2階

<代表者名> 社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団 理事長 佐々木 一男

事業所 所長 坂本 勝則 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

平成 年 月 日

<利用者氏名> _____ 印

<代理人氏名> _____ 印

委託事業所のご案内

次の事業所の介護支援専門員がご利用者_____様を訪問し、介護予防サービス計画の作成等を担当いたしますのでお知らせします。

1 委託事業所の名称、住所、管理者等

(1) 名 称

(2) 住 所

(3) 管理者名

(4) 電 話

(5) 営業時間

2 担当介護支援専門員

氏 名 _____

3 その他

平成 年 月 日

<事業者名> 目黒区中央包括支援センター（指定番号 1301000061）

<住所> 目黒区中央町 2-9-13 食販ビル 2階

<代表者名> 社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団 理事長 佐々木 一男

事業所 所長 坂 本 勝 則 印

『このご案内は、介護予防支援契約書第16条の規定に基づくお知らせです。』